



## 中山間地域等直接支払事業に係る書類の誤送付について

中山間地域等直接支払事業（※）の手續において、書類の誤送付が判明しました。

（※）農業生産条件が不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に、その面積に応じて一定額を交付する事業

### 1 概要

本事業を活用する12団体へ書類を送付したうち、2団体（A団体及びB団体）の内容物を入れ間違えて送付しました。書類の中には、昨年度の各個人ごとの交付金額などの個人情報が含まれていました。

### 2 影響

A団体（16名）及びB団体（16名）

### 3 経緯

- ・12月1日（金）に12団体宛てに書類を郵送
- ・12月6日（水）にA団体の代表者からB団体の書類が届いている旨の連絡があり、調査して対応する旨を伝えました。
- ・12月7日（木）にB団体の代表者から同様の連絡があり、B団体の代表者宅を訪れて書類を確認し、事態を把握しました。

### 4 原因

書類の封入時に内容物を入れ間違えたことにより、誤送付が生じました。

### 5 対応状況

12月7日（木）にA団体及びB団体の代表者宅を訪れ、謝罪した上で、それぞれ宛ての書類を手渡しました。

### 6 再発防止策

今後、個人情報が含まれる書類を送付する際には、送付担当者が個人情報の取扱いの重要性を再認識した上で発送作業を行うこと及び封入時には複数人で確認することを徹底します。